

令和7年度 指名停止業者

番号	業者名・代表者名・所在地	指名停止の期間	指名停止の理由
1	日本交通技術株式会社 代表取締役 舘山 勝 東京都台東区上野7-11-1	令和8年3月12日 ～令和8年12月11日 (9ヶ月)	公正取引委員会は、東海旅客鉄道株式会社及び「特定跨線橋点検等業務」の入札等の参加業者が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、6社に排除措置命令、うち5社に課徴金納付命令を行った。 このことは、坂祝町建設工事請負契約に係る指名停止措置要領第2条第1項に定める別表第2第3項(独占禁止法違反行為)に該当するため。
2	丸栄調査設計株式会社 代表取締役 谷口 昇 三重県松阪市大町102番地2	令和8年3月12日 ～令和8年12月11日 (9ヶ月)	公正取引委員会は、東海旅客鉄道株式会社及び「特定跨線橋点検等業務」の入札等の参加業者が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、6社に排除措置命令、うち5社に課徴金納付命令を行った。 このことは、坂祝町建設工事請負契約に係る指名停止措置要領第2条第1項に定める別表第2第3項(独占禁止法違反行為)に該当するため。
3	ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社 代表取締役 杉崎 英司 愛知県名古屋市中村区名駅5-33-10	令和8年3月12日 ～令和8年7月26日 (4.5ヶ月)	公正取引委員会は、東海旅客鉄道株式会社及び「特定跨線橋点検等業務」の入札等の参加業者が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、6社に排除措置命令、うち5社に課徴金納付命令を行った。 このことは、坂祝町建設工事請負契約に係る指名停止措置要領第2条第1項に定める別表第2第3項(独占禁止法違反行為)に該当するため。
4	大日コンサルタント株式会社 代表取締役 市橋 政浩 岐阜県岐阜市藪田南3-1-21	令和8年3月12日 ～令和8年7月26日 (4.5ヶ月)	公正取引委員会は、東海旅客鉄道株式会社及び「特定跨線橋点検等業務」の入札等の参加業者が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、6社に排除措置命令、うち5社に課徴金納付命令を行った。 このことは、坂祝町建設工事請負契約に係る指名停止措置要領第2条第1項に定める別表第2第3項(独占禁止法違反行為)に該当するため。
5	株式会社トーニチコンサルタント 代表取締役 横井 輝明 東京都渋谷区本町1丁目13番3号	令和8年3月12日 ～令和8年7月26日 (4.5ヶ月)	公正取引委員会は、東海旅客鉄道株式会社及び「特定跨線橋点検等業務」の入札等の参加業者が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、6社に排除措置命令、うち5社に課徴金納付命令を行った。 このことは、坂祝町建設工事請負契約に係る指名停止措置要領第2条第1項に定める別表第2第3項(独占禁止法違反行為)に該当するため。